

石油備蓄の現況

令和2年4月
資源エネルギー庁
石油精製備蓄課

1. 我が国の石油備蓄は、国家備蓄、民間備蓄、産油国共同備蓄、の3つの方法により実施しています。
2. 令和2年2月末現在の我が国の石油備蓄は、以下の通りです。

	【備蓄日数】	【製品換算】	【保有量】
<u>国家備蓄</u>	<u>138日分</u> (112日分 (IEA基準))	4,584万k l (≒2.9億バレル)	原油 4,674万k l (≒2.9億バレル) 製品 143万k l (≒0.09億バレル)
<u>民間備蓄</u>	<u>88日分</u> (73日分 (IEA基準))	2,931万k l (≒1.8億バレル)	原油 1,410万k l (≒0.9億バレル) 製品 1,591万k l (≒1.0億バレル)
<u>産油国共同備蓄</u>	<u>4日分</u> (3日分 (IEA基準))	120万k l (≒0.08億バレル)	原油 126万k l (≒0.08億バレル)
<u>合計</u>	<u>229日分</u> (188日分 (IEA基準))	7,634万k l (≒4.8億バレル)	合計 7,945万k l (≒5.0億バレル)

- (注) 1. 四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。
2. 【備蓄日数】は石油備蓄法に基づき、国内の石油消費量をもとに計算したもの。また、当該【備蓄日数】とともにIEA基準で試算した備蓄日数(石油ガスを含む。)を参考値(暫定値)として記載している。
3. IEA基準日数は計算に使用する値が異なるため、IEA公表の数字と必ずしも一致しない。

3. 国家備蓄は、昭和53年度から開始しています。平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書では、産油国共同備蓄の1/2とあわせて計90日分程度 (IEA基準) の量を確保すべきとされており、その水準を概ね維持しています。
4. 民間備蓄は、昭和50年度に石油備蓄法を制定 (平成13年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正) し、石油精製業者、特定石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、備蓄義務量は平成5年度以降70日分となっています。
5. 産油国共同備蓄は、日本国内の民間原油タンクを産油国の国営石油会社に政府支援の下で貸与し、当該社が東アジア向けの中継・備蓄基地として利用しつつ、我が国への原油供給が不足する際には、当該原油タンクの在庫を我が国向けに優先供給する事業です。